

所得分布統計と健康保険被保険者実態調査報告

倉 林 義 正 ・ 市 川 洋

1 はじめに

最近「福祉」の優先に関する関心の高まりに伴って、所得の分布が再び経済学者の注目を集めるようになって来た。この「福祉」優先の主張の中には、しばしば客観的なデータに即した地道な推論とは全く無関係の観念論、ないしジャーナリスティックな効果だけを追うに性急なプロパガンダをくりかえしているにすぎないものも決して少なくない。これらの無責任な主張は全く論外であるが、単に「福祉」の優先をおうむ返しにくり返すだけでは事態の正確な認識には到達しうべくもない。この問題に関心を持つすべて人々にとって望まれることは、「福祉」が現代社会に対して持つ意義と本質を正確なデータに即して明らかにすることであると思われる。正確なデータの集積とその解明は、ジャーナリスティックな効果だけをねらった鳴物いりの宣伝に比較するならば、一見まことに迂遠なまわり道をてらう好事家の遊びにすぎないように見えるかもしれない。しかしこの迂路を積み重ねることによってのみ、事態の本質に直截的に担々と到達しうる大道の開拓が可能である。俗受けするジャーナリスティックな宣伝は実のところ石ころだらけの泥道をあたかも目的地への捷徑であると宣伝する誇大広告に似ている。

問題の性質上事情は必ずしも同一ではないにしても、現在わが国で次第に注目を集めつつある所得分布の研究についても同じような注意が必要なのではないか。ここで所得分布とは、個人所得を主たる対象とした階層別の分布(size distribution)を意味するのであって、生産要素の機能に即した分配(functional distribution)を問題としない。この意味の所得分布の研究の跡を振り返ってみると、よくも悪くも、2つの主要な特徴を持ってい

ることに気がつく¹⁾。まず第1に、生産要素の機能に即した分配の見地から解放されたことの結果として、分析の方向には一貫して分配の「効率性」よりも「公平性」が重視されてきたことである。パレート係数、ジニー係数、ローレンツ曲線、ジブラ分布などが所得の不平等の測度として採用されてきたのはすでに古いことである。最近の研究に強い関心を抱く人びとならばただちにアトキンソンや、センの周知の業績を想起するであろう²⁾。これらのいずれもが単刀直入に所得の分布の不平等と「公平性」を比較、計量する論理と測度の展開に努力を集中している事実は印象的である。第2に、所得分布の研究では比較的と言って演繹型の経済理論よりも帰納型の統計推理が研究方法の主流を占めて来たと考えてよいであろう。そもそもこうした所得分布の研究の1つの古典的基礎を形成したパレート分布の発見の由来がすでにこの分野の研究の経験則への偏倚を予見したものであると言えるであろう。あるいは、人はチャムパーソン、マルデルブローらの業績を特定の所得分布型を生成する理論モデルの提示として推奨し、経験則への偏倚の傾向に対する是正を迫るかもしれない³⁾。しかし、多くの所得分布の生成の議論の

1) 所得分布の主要な形式とその生成に関するサーベイは、倉林義正、「所得分布の型と生成」、労働大臣官房政策課システム分析室、昭和49年5月、(騰写刷)、に与えられている。

2) A. B. Atkinson, "On the Measurement of Inequality," *Wealth, Income and Inequality*, ed. by A. B. Atkinson, Harmondsworth, 1973. Amartya Sen, *On Economic Inequality*, Oxford, 1973. アトキンソンの前記業績に依拠して不平等のさまざまな測度を比較した研究としては、高山憲之、「所得不平等の尺度：再検討」、国民経済、1974年3月、を参照。

3) D. G. Champernowne, "A Model of Income Distribution," *Economic Journal*, June 1953. B. Mandelbrot, "The Pareto-Levy Law and the Dis-

依拠するところは共通して「確率過程」のモデルを提示するところにあって、統計推理の境界を大幅にのりこえるものではない。所得分布の研究に社会学的要因が重視せられて来た事実もある意味では上に述べた経験則への偏倚の形を変えた表現と言えるかもしれない。「貧困」の実証的研究が社会学の中で多年にわたって独自の地位を占めてきたことも併わせて想起されてよいことであろう⁴⁾。

いずれにしても、こうした特徴を持つ所得分布の研究が欧米諸国において多年の蓄積と充実を誇るのと比較するならば、わが国の研究は質量ともに決して誇るに足る水準と拡がりに到達しているとは言い難い。個々の研究について例外はもちろん少なからず存在する⁵⁾。のみならず、最近における関心の高まりは、今後この分野における研究水準の一層の飛躍を約束するものと言えよう。しかしこれまでのわが国の研究を大観して観察せられる特徴は、例外的な場合を除き、概して特定の分析目的を優先した特定のデータ(例えば、税統計)に偏した計測例が多いこと、従って利用可能な統計データの網羅的な利用と相互比較、ならびにこれらの結果に基づいたデータの質的吟味を欠くことにあるように思われる。例えば、多くの研究が所

得不平等の測度(ジニ係数等)の時系列比較によって、戦後における所得不平等の縮小を主張しているのであるが、論者の多くはややともすれば計測結果の政策的含意を追うのに急であって、計測の基礎となるデータとの関係で結果を更めて吟味することをおろそかにする傾きがないとは言えない。

とりわけて、所得分布の計測にあたってわれわれの利用可能な統計の代表は「家計調査」データであるが、網羅性と代表性が最も高いとみなされているこの「家計調査」データをもってしても低所得層の捕捉はなお不十分であるとの指摘がしばしばなされている⁶⁾。もしそうであるとすれば、いわゆる「所得の平等化」の進行はこれを裏付けているデータ自体が平等化の恩恵に浴する程度の大きい所得層に偏っていることを単に反映するにすぎないのかも知れないのである。所得分布の研究がおかれているこのような現状に照らして考えるならば、まずなにを措いても最初に着手され、解決を迫られている課題は、所得分布の実証分析を網羅するデータを、あらゆる所得階層にわたって発掘し、その相互関連を追求し、1つのシステムに統合することである。不平等の測度とその理論的含意を問うことももとより重要である。しかし、所得分布の分析のように固有の性質として実証研究に依存するところの多い研究分野ではデータの強い信頼性を確立することが何よりの急務である。データの十分な検証を伴わない理論の空転は、結果において冒頭に指摘したジャーナリスティックな宣伝と同類の誇大広告のあやまちをくり返すだけである。

小論でわれわれが企図するところは、上述の目的のささやかな第一着手として、これまで比較的

tribution of Income," *International Economic Review*, May 1960. B. Mandelbrot, "Stable Paretian Random Processes and the Multiplicative Variation of Income," *Econometrica*, October 1961.

4) その一例として、S. Mencher, "The Problem of Measuring Poverty," *British Journal of Sociology*, Vol. 18, 1967 in *Poverty*, ed. by J. L. Roach and J. K. Roach, Harmondsworth, 1972, を見よ。ティトムスによる次の異色の力作, R. M. Titmus, *Income Distribution and Social Change*, London, 1962, も所得分布の実証研究の側面から社会学的要因の重要性に注目している。わが国の家計調査データを用いて社会学的要因の実証を試みたマウア氏の試みも注目に値する。ロス・イ・マウア, 「日本における下位体系別の所得分布の状況—家計調査研究を通じて—」, 理論経済学, 1975年4月号。同氏, 「不平等に対する社会の忍耐限度」, 経済研究, 1975年4月号。

5) この1つの代表は、溝口敏行, 「戦後日本の所得分布と資産分布」, 経済研究, 1974年10月, である。同論文には戦後のわが国における所得分布の実証的研究に関する要約的サーベイが含まれている。

6) 溝口敏行, 前掲論文, 参照。なおここでは低所得層の捕捉を問題としたが、これと併行的に最高所得層に関する所得分布の分析も現存の利用可能なデータからは極めて困難である。「福祉」の優先と充実の風潮に乗じて低所得層に対する関心が高まるにつれ、低所得層と貧困に対する統計の充実の傾向が認められる。これと全く対蹠的に最高所得層の所得と富の分布に関する統計の開発は過去においてほとんど放置されている。公正と平等の理論的解明を主張する人びとにとって何よりも必要な努力は、むしろ最高所得層の所得と富の分布の実態の解明にあるのではないか。

利用されることの少なかったデータである「健康保険被保険者実態調査」に再集計と加工を施すことによって、その所得分布の分析に対する利用の可能性を探索することである。この意味で小論の眼目は再集計の結果を紹介し、そのデータの性格を明らかにするところにおかれる。このデータを利用した分析の結果については、筆者らによって用意された別の論文を参照して頂くことを期待する⁷⁾。

2 原資料の性質と概略

今回の再集計と加工作業がもっぱら依拠する基礎資料は、厚生省保険局が主管する「健康保険被保険者実態調査報告」(以下「健保実態調査報告」と略称)である⁸⁾。原資料の再集計と加工に関する説明に入るに先立って、同調査報告の目的と内容の概略を述べておこう。この実態調査は、「健康保険の被保険者の年令、標準報酬月額、所属している事業所の業態、規模、被扶養者の年令、続柄」などを調査して「健康保険制度運営のための基礎資料を得ることを目的」として実施される健康保険の業務統計である。業務統計であることの基本性格からして、広汎な利用を予想して指定せられた統計調査ではないが、昭和41年度から毎年1回あて厚生省保険局調査課が主管して継続的

に作成されており、時系列比較が可能な統計である。とくに、昭和47年度からは、健康保険の被保険者である本人とその扶養家族のそれぞれの年令、および本人の稼得所得(前記の引用中の標準報酬月額)の3つの属性を用いた三重の分類も統計調査の中に含められ、所得と人員の分布状況を知る上で一層充実した統計調査となるに至っている。以下に報告する再集計と加工の基礎となる資料は、昭和47年10月1日を調査の時期とする昭和47年の「健保実態調査報告」である。原資料の再集計と加工の過程で、昭和48年調査の結果も一部利用可能となるに至っているが、時間の制約もあり今回の作業には含めることができなかった。したがって、今回の作業は純粹に所得分布の横断面の分析のためのデータを提供することを意図している。

「健保実態調査報告」が調査の対象としている健康保険の種類は政府管掌健康保険(以下「政管」と略称)と組管管掌健康保険(以下「組合」と略称)である⁹⁾。わが国の健康保険制度の成り立ちと構成についての詳細に立入る余裕はないが、医療保険に限って昭和49年3月現在の保険の適用を受けている人々の人数と構成を示すならば第1表のようになる。第1表から明らかなように、医療

第1表 医療保険の適用者数と構成(1974年3月現在, 単位千人)

	合 計	本 人	扶 養 者
国民健康保険	44,125(40.3)	—	—
政府管掌健康保険	27,411(25.0)	18,490	13,921
組管管掌健康保険	24,640(22.5)	10,857	13,783
日雇労働者健康保険	845(0.8)	528	317
船員共済保険	737(0.7)	257	480
国家公務員共済保険	3,004(2.8)	1,158	1,346
公団職員共済保険	2,166(2.0)	785	1,381
地方公務員共済保険	6,090(5.6)	2,496	3,594
私立学校教員共済保険	400(0.4)	222	187

保険の適用を受ける人びとの圧倒的多数である88パーセントは3つの主要な保険の種類の適用を受ける人びとである。すなわち、それらは(i)国民健康保険, (ii)「政管」, (iii)「組合」がそれである。残る8つの種類は公務員など職域別の雇用

7) 筆者の1人は、早くから「健康保険被保険者実態調査報告」の重要性に注目し、研究の成果を発表して来た。その主要なものは、市川洋・仙石隆史、「社会保険と所得層別分布」, 経済分析, 昭和47年11月, および、市川洋・西三郎、「医療費の統計と分析」, 経済企画庁経済研究所研究シリーズ, 29号, 1974年10月, に報告されている。今回の再集計と加工の作業において一橋大学経済研究所電子計算機室の諸氏、とくに杉山文子氏の援助に負うところが絶大であった。記して感謝の意を表する。この再集計データを用いた分析の結果の一端は、Y. Kurabayashi and H. Ichikawa, "Distribution of Incomes and Costs of Medical Care in Lower Income Classes - An Aspect of Measurement of Poverty," a paper presenting to 14th General Conference of International Association for Research in Income and Wealth, held in Finland 18-23 August 1975, に報告されている。

8) 厚生省保険局, 「健康保険被保険者実態調査報告—昭和47年10月1日現在」, 昭和48年12月。以下の引用も概ね同書に依る。

9) わが国における健康保険の制度的な概略についての知識を求める人々は、市川・仙石, 前掲論文[昭和47年], を参照。

者を対象とする医療保険となっている。国民健康保険は自営業主などを対象とする地域医療保険である。したがって、「健保実態調査報告」は医療保険の適用を受ける人びとの約半数を対象とした極めて対象範囲の広い統計調査であると言えることができる。

「政管」と「組合」の2つの保険の種類はそれぞれ従業員規模300人未満(「政管」)と300人以上(「組合」)の事業所で雇用される雇用者本人とその扶養者を適用の対象としているから、「政管」は主として中小企業の雇用者を、また「組合」はほぼ大企業の雇用者をそれぞれ適用の本人とみなすことができる。第2表は事業所の従業員規模別の雇用者の構成比の推移を示したものである。第2

第2表 事業所規模別の雇用者の構成

年次	合計	-29(人)	30-299	300-999	1,000-	公務
1962	100.0	29.3	23.8	7.8	23.8	14.8
1965	100.0	29.0	24.8	8.4	23.1	14.2
1968	100.0	30.3	24.7	8.6	23.5	12.7
1971	100.0	30.3	25.7	9.0	22.1	12.4

データの出処: 総理府統計局, 「就業構造基本調査」。

表からも明らかなように、公務を除く民間の非一次産業雇用者の中で約2/3が「政管」の、また約1/3が「組合」の対象雇用者となっていることがわかる。第3表は前記3つの主要な保険種類別に適用の対象となる人びとの年令別構成を全人口の年令別構成と比較したものである。第3表の(4)+

第3表 扶養者を含む年令別の被保険者の構成(1972年, 単位万人)

(1) 年令	(2) 全人口	(3) 国民健保	(4) 政管健保	(5) 組合健保	(4)+(5)
Total	10,734	4,396	2,621	2,293	4,914
0-19	3,437	1,353	781	755	1,535
20-39	3,714	1,219	1,076	987	2,063
40-59	2,391	1,095	556	419	975
60-	1,191	729	208	132	340

データの出処: 全人口は総理府統計局推計。保険種類別は、前記「健保実態調査報告」。

(5)列は「健保実態調査」の調査対象を形成し、その年令別構成は全人口のそれと甚だしくは異っていない。また「健保実態調査」の調査対象が全人口との比較においても約半数を占めていることがわかる。この見地から見てもわれわれが再集計と加工の対象としようとしている「健保実態調査報告」は十分に対象範囲の広い統計データである

とすることができよう。

ところで、同調査の方法は「政管」の場合は社会保険事務所, 「組合」の場合には健康保険組合ごとに系統的に抽出された標本による標本調査によっている。昭和47年調査の標本数と抽出率は次のようになっている。

	「政管」	「組合」
本人	53,125	51,480
扶養者	51,309	63,087
抽出率	1/250	1/200

調査票の記入は標本に該当する被保険者が直接行うのではなく、社会保険事務所ならびに健康保険組合が関連する帳票に基づいて所要事項を記入し、都道府県の保険課(部)を経由して厚生局保険局あてに提出する仕組みになっている。

調査票の調査項目には、保険の種類、都道府県、事業所の業種と規模。被保険者本人について、生年月日、性別、稼得所得(標準報酬)、扶養者数。その扶養者について、性別、生年月日、本人との続柄がそれぞれ含まれている。被保険者本人とその扶養者の氏名もしくはそれを識別するコードの類はこの調査票項目には全く含まれていない。

前にも述べたように、「健保実態調査報告」は健康保険行政のための業務統計であることを目的として実施されるものであるから、行政上慣用の、もしくは固有の用語が使われている。そこで以下の作業に必要な限りにおいて、若干の用語に関し説明を与えておこう。

調査の直接の対象は、事業所に雇用されている被保険者であって、しばしば「本人」と呼ばれる。「本人」に発給される健康保険証の扶養家族欄に記入される人びとが、その「本人」の「扶養者」と呼ばれるもので、「本人」である被保険者に対して、被扶養者と呼ばれることもある。本人と扶養者の関係は健康保険制度との関係で定義づけられるから、本人と扶養者のみが通常の意味の家族を構成するわけではない。例えば同じ家族の中で雇用者が複数となるならば、それに伴って本人が1人となる場合(未婚の女子の多くの場合)、本人が扶養者を持つ場合(成年男子の多くの場合)とが発生しうる。この問題については、再集計と加工

の方法について述べる次節において再び立返って議論することにする。稼得所得は標準報酬月額の名で呼ばれ、「労務の代償として事業主から受取るもの」のうち臨時的なものを除いた金額である。臨時的なものとして除かれる部分は、年に3回支給される賞与、大入袋等である。また労務の代償とは見なされない支給額は、出張旅費、結婚祝金、病氣見舞金、恩給、年金、株式配当等である。基本給、家族手当、勤務地手当、残業手当、宿日直手当、通勤定期代、石炭手当、食事手当、および食事・住宅および通勤定期等の現物給与が労務の代償の中に含まれる。月額の算定は同じ調査年の5月、6月、7月の給与の平均値によって行われる。この平均の算定にあたって出勤日数が20日未満の月がある場合にはその分は平均を算定するさいに除外される。標準報酬月額の以上の定義手続から判断すると、この大きさは雇用者の受取る定期的な稼得所得(earning income)であると言うことができる。

3 原資料の再集計と加工

前節で述べた原資料の目的と特性を念頭においた上で、ここでは原資料の再集計と加工に関する作業の方法について見ることにしよう。所得分布の特性、一般に、所得不平等の測度の計測には所得と人数の分布に関する情報が不可欠である。所得と人数の分布を動かす要因としては、さまざまな属性、例えば、個人の性別、年令、能力、教育段階、職業、職業上の地位、産業、地域、所得の内容が考えられている。一般に所得分布の分析に利用可能なデータは、多くの場合これらの中から単一の属性をとり出し、この属性に対する所得と人数の分布を掲げる形式を採用している。これらのデータからは、個々の属性を固定する分布状況は捕捉することができても、分布を動かす属性相互間の関連を明らかにするデータとして利用することはできない。属性相互の間の関連を分析するためには、いくつかの属性を同時かつ併列的に盛り込んだデータを用意する必要がある。換言すれば複数の属性によって多次元に分類されたデータに基づいて、(複数の属性による)同時分布の形に表

現された所得分布の特性を明らかにしなくてはならない。この見地からすれば、これまで所得分布の分析に用いられて来た既存のデータの大部分は、上述の多次元に分類されたデータを収録していない。したがって、われわれの再集計と加工の作業の主たる目標は、こうした多次元に分類されたデータの提供に集中される¹⁰⁾。

われわれは、所得分布が人びとの生活のプロフィールの1つの断面を表わすものと考え、この生活のプロフィールの直截的な表現は所得を稼得する雇用者の年令、ならびにこの雇用者によって扶養される人びとの年令等の人口学的要因である。したがって、われわれはこの再集計と加工の作業における多次元分類の基本として、所得、性別、本人の年令、扶養者の年令の4つの次元を選択した。前述したように、「健保実態調査報告」は2つの保険制度の種類に分類されており、「政管」と「組合」は事業所規模を反映するものであるから、陰伏的にはこの多次元分類に第5の次元が加わると考えることができる。このような多次元分類によってデータを表現する場合、データは多次元の行列(いわゆる行列、立方行列および4次元以上の行列)の要素の形に分類される。次元の数を増加すればする程、標本数を所与とする限り、各要素の中に含まれる観察の数は減少し、観察の数がゼロとなるおそれも起りうる。したがって、詳細な情報を求めて次元の幅を拡大して行くことは、かえって情報量の減少を招く結果になり兼ねない。この再集計と加工の作業が人口学的要因を主として多次元の分類に限定される理由もそこにある。

人口学的要因として、本人の年令と扶養者の年令が選ばれていることには若干の説明が必要であ

10) 既存のデータにおいても、所得分布の分析のための多次元の分類を与えている統計が皆無ではない。そのよい例が、「全国消費実態調査」である。われわれの以下の作業との関連で言うと、昭和44年の「全国消費実態調査報告」には、世帯主の所得(実収入、稼得所得および可処分所得)、世帯主の年令および世帯類型の3次元に分類されたデータが収録されている。筆者の1人の試算によると、世帯類型の相違は所得分布の型にそれほど顕著な影響を与えていないことが観察されている。

る。前節でも注意しておいたように、本人と扶養者の境界は健康保険制度に関して境界づけられた相対的概念である。したがって本人と扶養者と合わせても、直に通常の「家族」ないし「世帯」の集合が作られるわけではない。その代表例がともに有業者である夫婦の場合である。通常の世帯であるならば、男女のいずれかが家計の世帯主となって家計を構成するのであるが、「健保実態調査」の場合には2人とも本人の分類に含まれるからで

	本 人	扶 養 者
男 子	E_1	D_1
女 子	E_2	D_2

ある。同調査の標本を性別と本人と扶養者の別に従って分類すれば、4つの互に素な部分集合に分割される。 E_1 と E_2 はそれぞれ、本人が男子と女子から成る集合である。 E_1 と E_2 のそれぞれから「単身者」を除き、これらを E_1^* と E_2^* で表わすと、通常の世帯の集合は、 $E_1^* \cup E_2^* \cup D_1 \cup D_2$ の形に表現することができる。したがって、通常の家計は E と D が混合する集合となっており、「健保実態調査報告」の分類とは厳密に対応づけられていないから、以下のデータを世帯の分析に応用しようとするときは注意が必要である。また以下の再集計では $E_1^* \cup D_1 \cup D_2$ と $E_2^* \cup D_1 \cup D_2$ を別掲することがある。すなわち、それぞれ扶養者を持つ男子を本人とする「世帯の部分集合」と扶養者を持つ女子を本人とする「世帯の部分集合」とである。「健保実態調査報告」は扶養者の続柄を記録するから、この記載を利用して一種の世帯類型を分類することもできる。しかし、われわれは前述した人口学的要因を重視するので、この種の世帯類型の分類を再集計と加工の視野の中に含めなかった。

上に列挙した分布型を特徴づけるための属性の階層の分割も分布の表現様式にとっては無視できない問題である。とくに所得と年令の階層の分割の方法は工夫と考慮が必要である。筆者の1人が分析したところによると、役員を除く給与所得者の所得は、正確に対数正規分布に従うことが確められている。そこで「政管」と「組合」の標本をプールして、男・女性別に稼得所得の5分位階級

を定めた。所得の5分位階級による分割は「家計調査」においても好んで利用されており、その表章の慣習に倣ったのである。男・女の性別によって階級刻みを変えたのは、性別の稼得所得に明瞭な格差が存在するからである。事実、以下に表示される所得の5分位階級を男・女性別に対照すると、男の第1分位(最低)と女の第5分位(最高)が互に重なりあっていることがわかる。また、年令別の階層別けについては2つの考慮を払った。本人の稼得所得と本人の年令による2次元の分類では比較的詳細な階級刻みを与えてある。とくに労働力バランスへの新規流入の源泉である学卒者の場合は教育段階の相違に注目し、高卒以下(19才以下)と、高卒以上(20~24才)の分類を変えている。また65才以上の階層を別掲することによって老令者の雇用動向にも注目しうるように配慮してある。これに対して、本人の稼得所得、本人の年令および扶養者の年令の3次元分類のデータでは、年令別の刻み方を思い切って粗くして、それぞれを24才以下、25~54才、55才以上の3階級に分類した。粗い階級区分を採用した理由は、この程度の3次元分類においても、各セルの中には該当標本ゼロの場合が起りうるため、こうした場合の発生を極力抑制するためには年令階級のこれ以上詳細な分割を進めることは困難である。

稼得所得の5分位階級の刻みを示すと以下のようになっている。

	(単位: 万円)				
	I	II	III	IV	V
男子	-5.6	6.0-6.8	7.2-8.0	8.6-9.8	10.4-
女子	-3.0	3.3-3.6	3.9-4.2	4.5-5.2	5.6-

なおここでI~Vのローマ数字は5分位の各階級を示す。上記の階級刻みの間で稼得所得について断層が観察されるのは、もともとデータが固定された36の所得スケールに基づいて記録されており、所得の連続的な数値が得られないためである。上記5分位階級では各階級の両端は隣接の所得スケールが置かれるように配置されているので、すべての標本はいずれかの階級に含まれている。不連続の標本を用いて連続の所得系列上の5分位階級を推定することを今回は断念した。

第4表 「政管」人数分布

(單位 %)

[illegible]

第5表 「組合」人数分布

(單位 %)

[illegible]

第6表 「政管」所得分布

(單位 %)

[illegible]

第7表 「組合」所得分布

(單位 %)

[illegible]

第 8 表 3 次元分類による扶養者人数分布

(単位 %)

		稼得所得 (円)	扶養者年令 -24			25-54			55-		
			本人年令	-24	25-54	55-	-24	25-54	55-	-24	25-54
政 管	百分 構成 比	-56000	30.96	11.93	25.11	37.59	11.25	27.50	46.91	15.02	37.12
		60000-68000	30.19	13.86	14.50	26.24	13.52	15.35	29.63	15.25	16.26
		72000-80000	20.25	19.12	14.63	16.31	19.23	16.15	14.81	19.64	13.58
		86000-98000	13.25	22.96	12.27	14.89	24.41	12.55	7.41	20.79	11.33
		104000-	5.35	32.13	33.48	4.96	31.60	28.44	1.23	29.29	21.71
男 子	累積 分布	-56000	30.96	11.93	25.11	37.59	11.25	27.50	46.91	15.02	37.12
		60000-68000	61.15	25.79	39.62	63.83	24.76	42.86	76.54	30.27	53.38
		72000-80000	81.40	44.91	54.25	80.14	44.00	59.01	91.36	49.91	66.96
		86000-98000	94.65	67.87	66.52	95.04	68.40	71.56	98.77	70.71	78.29
		104000-	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
政 管	百分 構成 比	-30000	46.67	21.82	38.78	20.00	13.85	25.00	13.33	14.29	31.11
		33000-36000	20.00	15.72	14.29	30.00	15.38	8.33	20.00	5.79	13.33
		39000-42000	20.00	17.27	6.12	10.00	13.85	16.67	0.00	10.42	11.11
		45000-52000	0.00	21.20	20.41	30.00	16.92	16.67	40.00	23.94	20.00
		56000-	13.33	23.99	20.41	10.00	40.00	33.33	26.67	45.56	24.44
女 子	累積 分布	-30000	46.67	21.82	38.78	20.00	13.85	25.00	13.33	14.29	31.11
		33000-36000	66.67	37.54	53.06	50.00	29.23	33.33	33.33	20.08	44.44
		39000-42000	86.67	54.81	59.18	60.00	43.08	50.00	33.33	30.50	55.56
		45000-52000	86.67	76.01	79.59	90.00	60.00	66.67	73.33	54.44	75.56
		56000-	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

第 9 表 3 次元分類による扶養者人数分布

(単位 %)

		稼得所得 (円)	扶養者年令 -24			25-54			55-		
			本人年令	-24	25-54	55-	-24	25-54	55-	-24	25-54
組 合	百分 構成 比	-56000	13.65	1.80	9.99	13.38	1.45	9.01	21.26	2.34	17.72
		60000-68000	27.30	3.61	7.86	25.35	3.30	9.46	28.35	4.20	13.12
		72000-80000	30.00	9.64	9.21	33.80	9.20	9.55	27.56	9.43	13.80
		86000-98000	20.16	23.54	13.48	19.72	23.75	14.54	18.90	21.72	13.46
		104000-	8.89	61.41	59.49	7.75	62.29	57.45	3.94	62.31	41.91
男 子	累積 分布	-56000	13.65	1.80	9.99	13.38	1.45	9.01	21.26	2.34	17.72
		60000-68000	40.95	5.41	17.85	38.73	4.75	18.47	49.61	6.53	30.83
		72000-80000	70.95	15.05	27.06	72.54	13.95	28.01	77.17	15.97	44.63
		86000-98000	91.11	38.59	40.54	92.25	37.71	42.55	96.06	37.69	58.09
		104000-	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
組 合	百分 構成 比	-30000	0.00	4.99	2.94	0.00	0.00	0.00	0.00	1.27	5.56
		33000-36000	0.00	6.02	17.65	0.00	1.82	12.50	0.00	0.84	11.11
		39000-42000	12.50	11.02	8.82	9.09	0.00	6.25	25.00	3.38	8.33
		45000-52000	25.00	17.73	5.88	18.18	7.27	0.00	41.67	16.03	19.44
		56000-	62.50	60.24	64.71	72.73	90.91	81.25	33.33	78.48	55.56
女 子	累積 分布	-30000	0.00	4.99	2.94	0.00	0.00	0.00	0.00	1.27	5.56
		33000-36000	0.00	11.02	20.59	0.00	1.82	12.50	0.00	2.11	16.67
		39000-42000	12.50	22.03	29.41	9.09	1.82	18.75	25.00	5.49	25.00
		45000-52000	37.50	39.76	35.29	27.27	9.09	18.75	66.67	21.52	44.44
		56000-	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

(倉林義正：一橋大学経済研究所，市川洋：日本財政研究所)